

事 務 連 絡

平成 2 3 年 3 月 1 6 日

各区市町村介護保険主管課長 殿

東京都福祉保健局

高齢社会対策部介護保険課長

東北地方太平洋沖地震に伴う要介護認定の取り扱いについて(通知)

3月11日に発生した東北地方太平洋地震に伴う要介護認定への対応について、厚生労働省に確認をいたしましたので、下記による取り扱いをお願いします。

記

- 1 被災地域の要介護(支援)者が都内自治体に転入届を提出し(※)、要介護(支援)認定申請をした場合、介護保険法第36条に規定する転出元の自治体が交付する受給資格証明証の添付がなくとも、同条に規定する取り扱いができるものとします。

この場合の要介護(支援)状態区分は申請者の申告によるものとし、認定有効期間は原則どおり6ヶ月とします。

※ 参考まで東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取り扱いについて、各区市町村あて通知文を添付します。当該通知の内容については、貴自治体の所管担当部署にお問い合わせ願います。

- 2 計画停電とそれに伴う交通事情により介護認定審査会が開催できない等で、要介護(支援)認定が遅れる場合についても、「東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について(厚生労働省老健局 平成23年3月12日付事務連絡)」に示すとおり、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取り扱いとします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課介護保険係

担当 野澤 真船 馬杉

電 話 03-5320-4292 (直通)